東松山市商店街空き店舗対策事業補助金 申請チェックリスト

申請者名: ご記入日 年 月 日

◆当てはまる項目に✔をお願いします。				
▼ヨ (はまる頃日に V をお願いしまり。 Ⅰ.事業内容の確認				
() 開業する業種は次のいずれかに該当する。	[市確認]
□ (I) 飲食料品小売業	_	, la 2 E 10/2		4
□ (2) 飲食店 (酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ以外)				
□ (3) 持ち帰り、配達飲食サービス業				
□ (4) 商店街団体等がコミュニティ施設等を運営する事業				
□ (5) 商店街の集客やイメージアップに寄与すると認められる事業				
□ (6) 特定創業支援等事業に関する証明を受けた創業者が行う事業				
②開業する事業は次の条件に <u>すべて</u> 該当する。	Ţ.	市確認]
□ (1) 昼間に営業する。 ※昼間の営業とは:概ね11時~14時を含む時間帯で週4日以上営	全業していること ^っ	をさす。		
□ (2) 2年以上継続して営業する。				
□ (3) 店舗の 階部分で営業する。(※特定創業は 階以外でも可)				
□ (4) フランチャイズ (中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) 第4条第5項に規定す	る連鎖化事業)	ではない。		
□ (5) 国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となる事業ではない。				
□ (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他の法令に違反する事業ではない。				_
2. 空き店舗の確認				
①空き店舗は次の条件に <u>すべて</u> 該当する。	[市確認]
□ (I) 空き店舗が、都市機能誘導区域内にあり2年以上営業可能な <u>場所</u> [※] である。				
※道路拡幅のための買収等が予定されている場所は都市機能誘導区域内にあっても補助対象	外となります。			
□ (2) 都市機能誘導区域内の店舗等を空き店舗にして移転するものではない。				
□ (3) 空き店舗は、過去に店舗又は事務所として使われていたもので、現在は使われていない □ (2) カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>'o</u>			
□ (4) 空き店舗は、入口(駐車場を含む)が道路又は歩道に接している。 □ (4) セント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
□ (5) 空き店舗は、住居を有していない、又は、住居と店舗が明確に区分できる(賃料を別にて				
□ (6) ひとつの建物で、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超える小売店舗	ではない。			
3. 補助対象者の確認				_
①申請者は次のいずれかに該当する。 □ (1) かたに立地位も対点に対するようでもる。		市確認		
□ (I) 新たに商業等を営もうとするものである。※申請者が商店街団体等の場合は補助対象	団体を唯認する	必要かめり	ます 。	
□ (2) 既に商業等を営んでおり、2店舗目以降の出店である。 ◎ 中港 をはより 2.7 はにオンマンドルナス	r	+ 14:20		_
②申請者は次の条件に <u>すべて</u> 該当する。 □ (I) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規		市確認		
□ (2) 暴力団員(東松山市暴力団排除条例(平成24年東松山市条例第19号)第2条第1項				
及び暴力団関係者(同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)ではない。	に死止りつ参り	回貝をい	10)	
及び参り回関係有(門本門第3本第2項に死足りる参り回関係有さい)。)(はない。 □ (3) 空き店舗所有者は申請者本人ではない。				
□ (4) 空き店舗所有者は申請者と生計を同一とするものではない。				
□ (5) 空き店舗所有者は申請者の2親等以内の親族又はこれらの親族が所属する法人その代	一 の団体でけない	. \		
□ (6) 市税等を滞納していない。	200回件(18.4.4	•		
□ (7) これまでに本補助金の交付を受けたことがない。				
4. 改修工事対象の確認(改修費の補助を希望する場合のみ回答)				
(①空き店舗の改修工事は、次の条件に すべて 該当する。	[市確認		1
□ (I) 改修内容は、外装、内装、設備等の工事である。※店舗に附属しない独立看板等は補助対		T TEM		_
□ (2) 施工業者は市内に住所又は事務所を有する業者である。※市外業者が施工する部分は補	A	<u></u>		
5. その他の確認	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. , ,		
①次の条件にすべて該当する。	[市確認]
□ (2) 地元商店会等が実施する事業に積極的に協力するよう努める。				
□ (3) 交付決定前に事業を開始していない。※交付が決定する前に家賃支払いや改修工事を実施	 近した場合は補助 ⁻	できません。		